



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2023 年 6 月 2 日

No.FIN_007

事業成長担保権の創設について

執筆者：弁護士 [加地 弘典](#)

事業成長担保権の創設について

2023 年 2 月 10 日、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（以下「報告」といいます。）が金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」（以下「WG」といいます。）より公表されました。そこで議論されている事業成長担保権については 2023 年中に立法手当てがされるとも報道されており、現在事業成長担保権制度の創設を目的とする法案の提出に向けた準備が進められているものと思われます。現時点で法案については公表されておきませんが、このニューズレターでは、報告中で明らかにされた事業成長担保権の概要について紹介します。事業成長担保権制度は、今後立法化のプロセスで本稿とは異なる制度になる可能性がありますので念のためご留意ください。

事業成長担保権は何のためのスキームか

事業成長担保権は、スタートアップや事業の成長・承継・再生等の局面にある企業へのあらたな資金調達スキームです。¹ 担保となる有形固定資産を十分に有しない企業に借入による資金調達の途を開くことを目的としています。WGでは現在の金融機関の融資実務では土地建物に対する抵当権等、有形固定資産を担保に徴する金融が企業融資の主流であり、こうした有形固定資産をもたない企業に対する成長資金供与が不十分との認識が示されています。また、東証一部上場企業の時価総額中 30%以上が無形固定資産であり、これを担保にした成長資金の供給が可能ではないか、加えて中小企業への融資において経営者保証を徴するケースが70%を超えており、過度の経営者保証への依存が従業員による事業承継の支障となり、かつ企業の積極的な投資を抑制しているのでないかとの問題点も示されています。² こうした課題を解決し新たな融資実務を支える担保法制が事業成長担保権です。

¹ 報告 P 1

² 第 1 回事務局配布資料 3 P23-P28

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryoku/20221102/03.pdf

事業成長担保権の担保の目的物について

事業成長担保権の目的物は、企業の全財産となります。土地建物等の有形固定資産があればそれを含み、そのほかその企業の有する総財産を担保の目的とします。その中には、人的資産として従業員との雇用契約をはじめとする様々な取引先との契約関係、その企業が有するノウハウや営業基盤といった無形資産が含まれます。また無形財産から発生する将来のキャッシュフローもすべて担保の目的となります。

WGの議論では、企業が複数の事業部門を有する場合には、事業部門ごとに事業成長担保権を設定する方向も模索されました³、報告では、一債務者に対して一個の事業成長担保権が設定されるとされ、事業部門ごとに複数設定する案は見送られました⁴。事業部門ごとに財産を区別するのは不明確になること、間接部門の切り分け、また公示が困難であることが理由のようです。⁵

従って事業の一部門に事業成長担保権を設定する場合には、当該部門の分社化が前提となります。⁶

経営者保証について

従来から経営者の個人保証が、経営者によるリスクテイクや早期の事業再生を躊躇させる原因となっているとの指摘がありました。⁷ そこで、事業成長担保権が担保する債務については、以下の契約による権利行使は、経営者による粉飾や使い込み等が行われる場合を除き、制限することが提案されています。

① 経営者の個人保証契約

② 経営者等の生活に欠くことのできない財産に対する個人財産をもって担保する契約

融資の採算が取れる何億円もの会社の貸金を個人が保証しても、返済原資の確保の点ではあまり意味はありません。むしろ金融機関が経営者の個人保証を徴する趣旨は規律ある経営を求める点にあり、民法上も経営者保証の機能に配慮した特別扱いが行われています（民法465条の9）。しかし事業成長担保権においては、後記に述べる実行手続にて、原則として事業の一括譲渡が行われます。経営の規律確保を、経営者の私生活が脅かされるリスクに代えて、事業の経営権が第三者に移転されるリスクを通じて行うことは、むしろ合理的な制度設計と思われます。

事業成長担保権の設定者について

事業成長担保権の設定者は、債務者である事業主であり、第三者による物上保証は想定されていません。個人事業主の場合、個人の有する事業用資産と事業の用に供しない資産との区別は必ずしも明確ではありません。そこで個人は事業成長担保権の設定者になれず、法人のうち、商業登記簿に公示される営利法人である会社が設定者となります。この点が後記の公示方法にも関わります。

³ 第3回議事録山内委員第1発言

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/gijiroku/20221213.html

⁴ 報告P8注20

⁵ 第3回議事録大来参事官第1発言 脚注3参照

⁶ 報告P9注24,25

⁷ 報告P15

事業成長担保権の担保権者について

事業成長担保権は、その債務者の現在及び将来の全資産に及びますので、ひとたび事業成長担保権が設定されると、一般の債務者の引き当てとなる責任財産は、すべて事業成長担保権に包摂されます。

そこで実行手続の中で一般債権者の取り分も確保しないと設定者の事業活動に支障をきたします。また、総財産に及ぶことから、個人や事業会社、無登録の金融業者等が担保権者になった場合、不当に事業に影響を及ぼす弊害も予想され⁸、制度自体についての信用も揺らぎかねません。

報告では信託契約のスキームを用いることを提言しています。すなわち、従来の信託業法の免許を受けた信託会社、信託兼営法上の認可をうけた金融機関とあらたに創設される事業成長担保権の信託免許を有する信託会社のみが担保権者となります。

具体的には、事業成長担保権の設定者を委託者、担保権者たる信託会社を受託者、事業成長担保権にもとづきローンを提供する金融機関やその他の一般債権者を受益者とする信託契約を結びます。このように信託法理を用いることで一般債権者の取り分も確保します。かかるスキームを設定する際に受益者の同意は不要であり（信託法88条）、また契約により受益者を変更、追加することも可能です。担保権の実行条件（債権者の多数決要件）について信託契約の中で約定することもできます。⁹さらに当該信託会社に債務者に対して事業成長担保権の内容及び与信者（実質的な被担保権者）の属性についての説明義務を求めるものとされます。¹⁰

もっとも、あまり多くを信託会社に求めるとその負担をカバーするためのコストがネックになります。そこで、報告では、信託事務の内容を定型化してその負担を軽減する措置を求めています。¹¹

このように信託法理を導入した点がもっとも大きな特徴と言えそうです。なお、信託兼営の認可を受けている金融機関は現在57行あります。¹²これらの銀行が受託者＝債権者（銀行）のシンプルな一行貸し（融資銀行が1行のみ）を行う場合には信託報酬は貸付条件の中に組み込まれて、無報酬になるケースが想定されています。¹³

実行手続について

事業成長担保権で実現できる担保スキームは、実質的にはLBOローン等で行われている従来の担保権を積み上げた全資産担保と同様です。従って実行手続がよりシンプルであることが要求されます。また実行手続が合理的でないと利用しにくい制度になります。現時点で手続きの詳細は明らかではありませんが、本則となる手続きと簡易手続が提案されています。時系列でみると以下の通りです。

- ① まず、裁判所への申し立てが必要とされます。
- ② 裁判所が開始決定を行うと同時に管財人が選任され、管財人に事業の経営権と財産の処分権限が専属します。

⁸ 報告 P10

⁹ 第5回議事録玉川室長第4発言

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/gijiroku/20221227.html

¹⁰ 報告 P11

¹¹ 報告 P12

¹² 出典 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kenei.pdf>

¹³ 第5回議事録井上委員第1発言 脚注9参照

- ③ 開始決定の効果として、同時に公告がなされます。また総財産が差し押さえられることによりすべての債権者への弁済が停止します。個別財産に対する強制執行、滞納処分、担保権の実行等は停止します。ただし先順位担保権者による当該担保権の実行手続は停止しません。
- ④ 管財人はすべての利害関係者に対して善管注意義務を負い、裁判所の許可を得て、原則として、一括競売または任意売却の方法で、事業を解体しない事業譲渡による換価を行います。事業継続のために必要な棚卸資産の売却等は裁判所の許可なく実施できます。
- ⑤ 換価後の配当は裁判所の監督の下で管財人が実施します。

以上が本則となります。

なお事業成長担保権の目的に労働契約が入っていることから、労働者保護の手続きも構想されています。実行の各段階において、裁判所から労働組合等に開始決定の通知を行い、事業承継の際にその意見を聴取することとされます。また管財人は労働者を含めた利害関係人に善管注意義務を負い、実行のプロセスにおいて労働組合等に対して必要な情報を提供する手続きなどです。¹⁴

主要な債権者間で実行手続中の弁済猶予の合意があるような私的整理類似の状況の場合、より開始要件の厳格な簡易手続も可能です。¹⁵ この場合は前記②の開始決定の後、前記③において弁済は停止せず、強制執行や後順位を含む担保権の実行も停止されません。

配当の優先順位について、まず、実行手続後の原因により生じた債権のうち、事業の継続に関するものについては最優先、随時弁済とされます。このほか、預かり金と同視される源泉所得税や、特に労働者保護のために未払い給与といった類型的な共益費用も優先、随時弁済されます。

このほか、実行手続開始前の原因によって生じた債権でも事業の継続に必要な債権については比較的広く事業成長担保権に優先することを提案しています。

加えて、前述のように、事業成長担保権は総財産を目的とするため、事業成長担保権に劣後する一般債権についても、例えば3%程度を法定の取り分として確保することが適切とされます（カーブアウツ）。¹⁶

極度額の設定について¹⁷

根抵当権（及び不動産根質権）においては極度額の設定が必要的とされています。これは、不動産の価値が比較的安定していることから後順位担保権者の追加融資を促すためです。¹⁸ これに対して事業成長担保権では極度額の設定は任意的とされます。その理由の一つは、根抵当権等と異なり追及効がないので、個々の担保目的財産を取得した第三者は、事業成長担保権の負担のある所有権を取得するわけではないことです。従って取得した第三者は、その対価から被担保債権の負担を考慮する必要はありません。また後記のように個別財産が差し押さえられた場合にも事業成長担保権者は配当参加できない仕組みとしています。加えて担保目的財産の価値はその債務者企業の将来のキャッシュフローに依拠しますから、土地建物のように安定した価値を持たず、絶えず変動しており、

¹⁴ 報告 P32

¹⁵ 報告 P22

¹⁶ 報告 P25

¹⁷ 報告 P12 極度額

¹⁸ 第1回事務局配布資料4P8

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryou/20221102/04.pdf

極度額を設定しても後順位者の確保分は変動するからです。従って、後順位者のために事前に極度額を設定する必要性は乏しいことになります。

もっともリスク許容度の高い複数のレンダーがある場合、これを排除する必要もありません。そこで現に存在する債務とコミットメントラインの極度額の合計額を下回らない限度で¹⁹、事業成長担保権設定者から事業成長担保権者に対する意思表示により、任意的に極度額を設定できるものとなりました（極度額設定請求権²⁰）。その場合でも極度額についての公示は変更登記の費用の点から必要性が認められないとされます。これは資金調達状況によって極度額を適宜変更する柔軟性を確保するとともに、後続のレンダーに対して公示された情報にとどまらず、自ら、事業の実態や資金調達状況を調査することを求めるからです。²¹ 登記の事項はできるだけ少なくして、情報収集は任意に債務者から取得するべきとの発想があります。²²

対抗要件について

事業成長担保権の公示の方法は、設定者の商業登記簿への登記であり、それが対抗要件とされます。商業登記簿は現在も幅広く閲覧され、実務上も会社と取引を行う際にはその会社の商業登記簿を確認することが広く行われており、あらたな公示制度を設ける時間的・金銭的費用を抑えられるからです。

事業成長担保権を構成する個々の財産に不動産等の登記・登録制度が存在する場合、当該財産の登記・登録制度の公示機能との関係が問題になります。その優劣は事業成長担保権の登記と個別の登記・登録可能な財産の対抗要件取得の先後によるとされます。先取特権の処遇を含め、譲渡担保権等の他の担保物権も同様に処遇されます。なお、事業成長担保権を構成する個々の財産は日々変動し、流入流出が予定されていますが、将来設定者に帰属する財産についても設定時に対抗要件を具備します（民法466条の6、467条参照）。

当該財産について第三者が譲渡を受ける場合や担保権の設定を受ける場合には、その第三者は通常は設定者である会社の登記簿を確認するでしょう。また当該財産を差押えする場合には執行手続の申し立て時に商業登記簿謄本の提出が求められます。さらに当該財産に賃借権や用益物権等を取得する場合にも、実務的には目的物の所有者である取引相手である設定者である会社の商業登記簿を確認するでしょう。そしてこの場合は事業成長担保権が実行されたとしても、その賃借権等が対抗要件を有していれば、その負担が目的物の譲受人に引き継がれるとすることができます。従って、既存の公示制度と矛盾はなく、第三者に不測の損害を生じさせることはないといえます。

むしろ問題は、商業登記簿は誰でも閲覧でき、法人の存在を証する書面として極めて広範囲に利用されている点にあります。

抵当権、根抵当権等の対抗要件である登記は土地建物別に編成された不動産登記簿に記載されるので、その不動産の権利関係に関心を有する者に対して、公示力を有します。この場合、その会社の取引先が、会社から担保権の設定情報を辿ってゆくことは困難です。

これに対して、事業成長担保権は設定者である会社の商業登記簿に登録されますので、その会社を相手方とする取引先に対してその存在を知らしめることになります。一般債権者の引き当ては会社の責任財産ですから、すべての債権者に事業成長担保権を公示するのはある意味当然です。

¹⁹ 報告 P13 注 38

²⁰ 第 1 回事務局配布資料 3 P15

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryoku/20221102/03.pdf

²¹ 報告 P13 極度額

²² 第 3 回議事録沖野委員発言 脚注 3 参照

しかし、総財産が担保の目的になっていること自体は、その会社にとって風評リスクになりかねない事実とも言えます。この点については、経済団体出身のWG委員からも強い懸念が表明されています。²³ 立法化の実際の導入にあたっては、優良企業による率先導入が望ましいといえるでしょう。

取引の相手方の保護について

事業成長担保権の構成要素はその設定者である会社の総財産に及びますから、棚卸資産である商品や製品、その仕掛品等を当然に含みます。従って、商品の販売先を含む会社の取引の相手方の保護は事業成長担保権のかなめとなっていることは明かです。

まず「通常の事業活動の範囲内」における財産処分を取引の相手方の主観的態様（事業成長担保権の設定についての善意、悪意）を問わず有効とされます。そして、「通常の事業活動の範囲内」ではない取引については、事業担保権者の同意がなければ無効となるとしています。「通常の事業活動の範囲内」という表現は、「譲渡担保設定者には、その通常の営業の範囲内で、譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限が付与されて」いる、との判例を参考にしたものです（最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁）。

WGの議論を参照すると「通常の事業活動の範囲」外とは実質的には事業価値の棄損など事業のリスクを変容させるような行為と考えられます。²⁴ 担保権者が把握している事業価値を画する概念だからです。組織再編的行為すなわち取締役会や株主総会の決議を要する事項である「重要な財産の処分」（会社法362条4項1号）や「事業の全部または重要な一部の譲渡」（会社法467条1項1号2号）は、一種の資金調達行為であり、「通常の事業活動の範囲内」ではないことは明らかとされています。この場合には内部的な意思決定が必要とされる事項なので、担保権者の同意を求めても大きな負担にはならないと思われます。問題となるのは廉価な財産処分です。²⁵ 追及効がないため、財産の廉価な処分の対価が担保権者の把握する価値となるからです。

その判断基準として会社の（資産である営業用車両等の）中古機械の廉価販売を例に、通常取引プロセスを経ていることを条件とする考え方や対価や条件が著しく不当でないことを条件とする考え方を紹介しています。²⁶ これらはいずれも取引の相手方（買い手）の探索にあたって、コストがかかることを前提に、探索に合理的コストを要した価格であれば結果的に事業価値を棄損しないとする考え方と言えます。しかし、通謀がある場合は別論として、会社がどれだけの探索コストを費やしたかは、保護されるべき取引の相手方には分かりません。WGではこうした不明確なケースでは、むしろ設定者と担保権者が話し合っコミュニケーションが深まるとの説明がなされています。²⁷ 取引が無効となると設定者自身も信用を失うので、担保権者とのコミュニケーションの誘因となると考えられます。また、報告では、不明確な場合には同意を得るプロセスを通じてコミュニケーションが促進されると説明されます。²⁸

同意を得ていない取引の相手方保護については、その相手方が、①通常の事業活動の範囲を超える取引であること、又は②事業担保権者の同意がないこと、について善意無重過失の第三者であれば、当該取引の無効を相手方に主張できない、とするのが適切とします。前記のように①「通常の事

²³ 第2回議事録山内委員発言

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/gijiroku/20221111.html

²⁴ 第3回議事録大来参事官第1発言 脚注3参照

²⁵ 同上

²⁶ 報告P17注52にて引用される法務省担保法制部会資料18（2022年8月公表）で紹介されている金融庁「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会論点整理2.0」P56

<https://www.moj.go.jp/content/001380122.pdf>

<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri2.pdf>

²⁷ 第3回議事録大来参事官第1発言 脚注3参照

²⁸ 報告P17

業活動の範囲内」は詐欺的な不当廉売が主に問題となりますが、取引の相手方は設定者と大きな取引や重要な取引を行う場合には、慎重に担保権者の同意を求めることになるかもしれません。かかる同意は設定者が担保権者から取得するものですから、同意を得るプロセス、すなわち、設定者と担保権者とのコミュニケーションが促されることになるでしょう。

ただ相手方はリスクヘッジのために過剰に同意を要求する可能性もあります。この場合、その都度の金融機関の同意の取得が要求されるのでは、設定者が予期しない資金ショート of 危機に直面した場合はもちろん、一般に事業提供担保権の存在が迅速な取引の桎梏となる可能性もあります。他方で、担保権者としては、抵当権登記を重ねて行えば、相手方の主観的態様を問わずに保護されます。そうすると現行の全資産担保の実務を生かして、コアとなる資産にみな登記を具備するといったリスク回避行動をとるかもしれません。²⁹これでは事業成長担保権は骨抜きになるでしょう。

WGでは同意をいつまでに取得すべきか、あるいは、どのような態様の同意を取得すべきかの議論はされていません。しかし、実務的には一定の価額の範囲内での事前の包括的同意や、一定の価格算定方法や市場を通じた販売についての事前同意等、設定者と担保権者にとってwin-winとなる工夫を検討すべきとも考えられます。

個別財産に対する強制執行との関係について

担保目的物に対して強制執行（また劣後する担保権の実行）が行われようとしている場合、事業成長担保権者の配当参加は認められないとしています。ただし、当該差押財産が事業の継続に不可欠な場合など、当該競売手続にかけられた場合に設定者の事業の継続に支障をきたす場合には差押え中止を求めることができることが提案されています。³⁰

倒産手続との関係について

破産手続との関係では事業成長担保権は別除権として処遇され、事業成長担保権の実行中に設定者に対して破産手続開始の申立てがあった場合、両手続きは併存します。前記のように少なくとも法定のカーブアウトが破産手続に引き継がれることになります。³¹

民事再生手続は再生債務者のもとの再生を図るというDIP型手続であることから、原則的には両立しません。事業成長担保権の実行中に設定者に対して民事再生手続開始決定があっても、その手続き自体は中止され、事業担保権の実行が行われます。報告では民事再生手続上の手続きのうち、担保権実行中止命令や担保権消滅許可については行うことができるとすることも考えられるとされます。³²

民事再生手続では、事業成長担保権設定者と事業成長担保権者との間で実質的に経営権の争奪が行われます。この点、再生手続上の担保権消滅許可決定の場合、将来債権については無価値と算定する等担保権者に不利な運用がなされているといわれています（民事再生法150条1項、民事再生規則79条1項参照）。しかし事業成長担保権者が企業価値を基礎に信用供与を行っている以上、法的整理における担保評価の際には、のれんや将来キャッシュフローをも財産として企業価値全体を評価すべきでしょう。担保権者が個別財産の積み上げ総額以上の価値に対して、融資を行っている以上、個別財産の評価を超える部分について優先弁済を受けられないのは不当だからです。事業成長担保権者にとっては、活発なM&A市場が存在することが重要です。

²⁹ 第3回議事録井上委員第2発言 脚注3参照

³⁰ 報告 P18

³¹ 第5回事務局配布資料2 P10

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryou/20221227/02.pdf

³² 報告 P27

会社更生手続との関係では、事業成長担保権は更生担保権として処遇されます。

倒産手続開始後にも、開始後に取得した財産に事業成長担保権の効果が及ぶとすること（事業が継続した場合に事業の一部の解体、売却を余儀なくされることを防ぐためです。）や、更生手続等でのDIPファイナンスを容易にするために、更生手続等から牽連破産に移行したときに、DIPファイナンスにかかる貸付債権を事業成長担保権に優先する債権とすることも提案されています。³³

資金調達スキームとしての事業成長担保権について

WG第二回では金融界を代表して、オブザーバーの全銀協（みずほ銀行）、地銀協（横浜銀行）からの意見が述べられています。³⁴ 全銀協オブザーバーからは利用局面として、スタートアップ、プロジェクトファイナンス、LBO・事業承継・事業再生の三つをあげています。地銀協オブザーバーからは、個別資産を持たない成長企業、事業承継にかかわるファイナンス、プロジェクトファイナンスの三つを挙げています。また、全銀協オブザーバーからは事業成長性担保は永続的なスキームというよりは、企業の成長段階に応じて活用される担保権であることが述べられ、地銀協オブザーバーからは、地方の後継者不在企業にて、経営者保証に代わるスキーム（従業員による事業承継）になりうることが述べられています。LBOファイナンス、プロジェクトファイナンス等は従来から全資産担保ローンが行われているので、事業成長性担保権の利用が十分に考えられるでしょう。また、この制度の中心的なユーザーとされる、有形固定資産を十分に持たない企業やスタートアップ企業に対しても、容易に総財産担保の設定が可能になるのは新たなビジネスチャンスともいえそうです。ただし、キャッシュフローの予測が極めて重要であり、この点についてWGの発言を追ってゆくと、金融機関と取引先の密なコミュニケーションに大きな期待がかけられています。

従来の不動産を代表とする個別の有形資産の価値を把握する融資は、その価値が事業の好不調に関わりなく独立した価値をもつことから、企業の清算価値の一部を把握するものと考えられます。この場合金融機関にとって回収不能リスクを回避するため、小ロットでの分散した融資ポートフォリオを保有することに合理性があるといえます。半面、債務者の事業内容の把握には大きな関心を払うインセンティブは弱かったとも言えます。

これに対して、事業成長担保権は変動する事業価値そのものの価値を把握するものです。回収不能リスクの回避のためには、債務者のビジネスをモニターし、支援するインセンティブが必然的に強くなります。半面、コストがかかることから、ロットの大きな融資取引が必要となりそうです。

最近の調査ではネット銀行をメインバンクとする企業が急速に増えているともいわれます。事業成長担保権のような融資形態は有人店舗を有する銀行ならではの強みを発揮できる分野ともいえそうです。

ユーザーである企業にとってはどうでしょうか。

従来の金融慣行はメインバンク他複数の金融機関と取引するのが通常でした。³⁵ 複数行と取引をすることで、資金のパイプを複数持つことになり、また条件交渉を有利に進めることもできます。しかし、事業成長担保権による融資は総財産を担保にすることから一行貸しが中心になりそうです。金融庁の事例³⁶でも14事例中9事例が一行貸、残りの6例はシンジケートローンです。もっともシンジケートローンを債務者である企業が組成することは考えにくいので、主幹事行一行との取引となり

³³ 報告 P28

³⁴ 第二回議事録日比野オブザーバー発言、仁科オブザーバー発言 脚注 23 参照

³⁵ 報告 P6

³⁶ 第1回事務局配布資料3 P35-P41 脚注 20 参照

ます。この場合、貸出実行後の融資条件改善交渉は他行からの相見積りのない1対1の交渉になります。またローン実行後に同順位で別の金融機関から資金供与を受けることも理論的には可能ですが³⁷、従来の銀行取引ではあまり考えられません。事後の取引銀行の変更は信託スキームごと入れ替えになります。³⁸

こういったことを考えると、融資実行前、すなわち取引開始前の条件交渉が極めて重要と思われます。ユーザーである企業にとっては、取引金融機関の候補先を複数確保し、将来の伴走支援役³⁹として相応しい金融機関を選択することが重要と言えます。

以 上

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210/01.pdf

執筆者

弁護士 [加地 弘典](#)（オブ・カウンセル、第二東京弁護士会）

Email: hirofumi.kaji@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ

Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

³⁷ 第5回議事録大来参事官第4発言

³⁸ 第5回議事録神田座長第21発言

³⁹ 報告 P7